

平成21年第1回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成21年3月9日（月曜日）午前11時03分開会

定例議会の告示

八千代町告示第4号

平成21年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年3月4日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成21年3月9日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（9番）	小島 由久君	副議長（5番）	相沢 政信君
1番	大久保弘子君	2番	上野 政男君
3番	中山 勝三君	4番	生井 和巳君
6番	大久保 武君	7番	水垣 正弘君
8番	矢中 召二君	10番	稲葉 常美君
11番	小竹 徳市君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

な し

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君

秘書課長	久保谷六衛君	総務課長	生井 光男君
企画財政課長	風見 好信君	税務課長	瀬崎 始君
町民課長	斉藤 実君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	関 武芳君	産業振興課長	水垣 進君
都市建設課長	稲村 信義君	上下水道課長	上野 林作君
農業委員会 事務局長	草間 和男君	教育次長兼 学校教育課長	高嶋 保君
公民館長兼 生涯学習課長	飯島 英男君	給食センター 所長	生井 勝巳君
総務課参事	水書 正義君	企画財政課長 補佐兼 財政係長	鈴木 忠君

議会議務局の出席者

議会議務局長	猪瀬 誠	補 佐	外山 悦子
主 幹	岩坂 信幸		

議長（小島由久君） 公私ご多用のところご参集くださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成21年3月9日（月）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 八千代町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 日程第4 議案第2号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第4号）
議案第8号 平成20年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第9号 平成20年度八千代町老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第10号 平成20年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第11号 平成20年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第12号 平成20年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第13号 平成20年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第14号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第15号 平成20年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 休会の件

諸般の報告

議長（小島由久君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

行政諸般の報告

議長（小島由久君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成21年第1回定例会を招集したところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご説明申し上げます。

最初に、平成20年度八千代町総合表彰式についてご報告申し上げます。総合表彰式につきましては、八千代町ほう賞規則に基づき、町の進歩発展に功績のあった人、団体に対し表彰するもので、例年3月下旬に実施いたしております。本年度は、3月26日木曜日午前10時より、中央公民館大ホールにおいて実施いたします。議員各位におかれましても、万障繰り合わせの上、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

次に、八千代町洪水ハザードマップの策定についてご報告申し上げます。八千代町洪水ハザードマップは、鬼怒川洪水による被害を最小限にとどめ、町民の生命、身体及び財産を洪水災害から守り、安全確保を図るために、町民への広報周知に向けたものであります。今年度、国庫補助事業の総合流域防災事業により、別添配布の八千代町洪水ハザードマップを策定いたしましたので、ご報告いたします。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙契約関係報告書のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（小島由久君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小島由久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第120条の規定により、1番、大久保弘子君、2番、上野政男君、以上2名を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

議長（小島由久君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

上野議会運営委員長。

（議会運営委員長 上野政男君登壇）

議会運営委員長（上野政男君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告を申し上げます。

去る２月２６日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成２１年第１回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から１７日までの９日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

議長（小島由久君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成２１年第１回八千代町議会定例会の会期を本日より１７日までの９日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より１７日までの９日間とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より１７日までの９日間とすることに決定いたしました。

日程第３ 議案第１号 八千代町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

議長（小島由久君） 日程第３、議案第１号 八千代町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第１号 八千代町介護従事者処遇

改善臨時特例基金条例の提案理由についてご説明申し上げます。

この条例は、平成21年度に介護従事者処遇改善を図るため、プラス３％の介護報酬改定を行いますが、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制のため国費を投入し、１号被保険者の保険料負担上昇分を軽減することを目的として、市町村に交付される交付金について基金を造成するものであります。

造成した基金を取り崩すには、介護給付費及び予防給付に要する費用に充てるため、介護保険特別会計に繰り入れるものです。当該基金は、平成23年度末をもって廃止するものとし、その際、基金に残余額がある場合は国に返還することとされております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（小島由久君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君）　討論なしと認めます。

これから議案第１号　八千代町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１号　八千代町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第２号　八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を 改正する条例

議長（小島由久君）　日程第４、議案第２号　八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第2号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由について申し上げます。

本年度の人事院勧告は、ご承知のとおり平成20年8月11日に勧告され、その中で勤務時間については、民間企業の所定労働時間との均衡を図る観点から、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定する内容となっております。これに伴いまして、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、平成20年12月26日に公布され、平成21年4月1日に施行されることになっております。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づいた条例改正であり、1日8時間勤務を7時間45分に、1週40時間を38時間45分に改め、規則において、1日の勤務時間の割り振りを午前8時30分から午後5時15分までに改正を行うものであります。この改正によりまして、育児休業等に関する条例及び給与に関する条例を含めた3条例を、共通動機であるため1議案として上程するものであります。

最初に、第1条改正の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に改め、これらを基礎として定められている1日当たりの勤務時間あるいは再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間、育児・介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限時間等を改めるものであります。

次に、第2条改正の育児休業等に関する条例の一部改正は、地方育児休業法第10条第1項第5号に規定する条例で定める勤務形態について、同項第1号から第4号に規定する勤務形態を踏まえ、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間を20時間、24時間または25時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分等に改めるものであります。

次に、第3条改正の給与に関する条例の一部改正は、勤務時間1日8時間から1日7時間45分の改定に伴い、短時間勤務職員の時間外勤務手当の計算方法を改正するほか、管理職員特別勤務手当の支給対象となる職員、特定管理職員を管理職員等に改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小島由久君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直君。

14番（湯本　直君）　ただいま上程された議案第2号　八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正ですが、これは国家公務員法の改正に伴うものなのか、それに伴って地方公務員の法的な根拠が変わってくるのか、それをひとつお聞かせを願いたいのが1つ、それから特にこの育児休暇等に関する条例の改正ですが、これはやっぱりひな形だと思うのですが、八千代町としては、独自の考えがあるのかなのか、2点をひとつお聞かせを願いたいと思います。

議長（小島由久君）　総務課長。

（総務課長　生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君）　14番、湯本議員さんの質疑にお答えいたします。

質疑の内容でありますけれども、まず1点目は、国家公務員関係の関連になるわけですが、人事院勧告で改定がなされたというようなことで、八千代町におかれましても、給与また勤務時間等につきましては国に準じてやっておりますので、そういう関係で改正するというようなことです。

あと、育児休業等に関しては、八千代町では、町独自というようなことは一切ありません。国に準じてやっているということです。よろしくお願いします。

議長（小島由久君）　あと、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君）　討論なしと認めます。

これから議案第2号　八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君）　異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第5、議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成21年7月1日より県の妊産婦医療費助成制度が見直されるのに伴い、対象者について改正するものであります。内容につきましては、改正前はすべての妊産婦が対象であったのに対して、改正後は高血圧症等特定の疾病に限定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第6、議案第4号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成20年12月3日に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、平成21年4月1日に施行されることに伴い、町条例を改正するものであります。

その内容は、次のとおりであります。条例第4条は、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または里親に委託されている児童で、民法の規定による扶養義務者のない者について、国民健康保険法施行規則第1条第3号の規定に基づき、被保険者の資格適用から除外する規定であります。

今般の児童福祉法の改正により、里親制度が見直されるほか、小規模住居型児童養育事業が実施されることになったことに伴い、小規模住居型児童養育事業の対象になる扶養義務者のいない児童について、国民健康保険の被保険者の適用から除外するものであります。

施行日につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行される平成21年4月1日からであります。

なお、今回の八千代町国民健康保険条例の一部改正につきましては、平成21年2月24日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第7、議案第5号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の介護保険条例の改正は、介護保険料の保険料率の改正を行うものであります。

まず、介護保険料につきましてご説明申し上げます。介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて算出しておりますが、平成21年度からの事業運営に向けて第4期計画を策定してまいりました。

介護保険制度も制度開始以来10年目を迎え、町民の皆様にも深く浸透し、認定者数、給付費ともに開始時より約2.3倍に伸びております。施設整備については、第3期期間中に整備された地域密着型の施設でありますグループホーム、小規模多機能型施設が地

域に定着してきており、なお高齢者の相談や問題に対応する地域包括支援センターも介護予防事業を中心に充実したものとなってきております。また、平成21年度に介護従事者の処遇改善を図るため、プラス3%の介護報酬改定による保険料上昇、さらに65歳以上の方の保険料の負担割合が19%から20%に変更になります。

以上のようなことを総合的に勘案して策定した第4期介護保険事業計画における標準給付見込額は36億247万1,393円であり、保険料基準月額が3,686円と算出されました。これに平成20年度分までの介護給付費準備基金1億4,401万9,000円のうち1億3,000万円を取り崩し、なお国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金約900万円を見込んで、平成21年度から平成23年度までの基準月額は2,900円に設定するという結果になりました。

また、税制改正により市町村民税課税者となった被保険者が負担増になると考えられることから、125万円未満で1つ段階を設け、7段階としました。

したがって、基準額に基づき各段階の保険料年額を算定いたしますと、第1段階1万7,400円、第2段階1万7,400円、第3段階2万6,100円、第4段階3万4,800円、第5段階4万7,160円、第6段階4万3,500円、第7段階5万2,200円となります。

なお、介護保険法施行令の一部改正により、第4段階で公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者については、保険料率を軽減しました。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（小島由久君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、大久保弘子君。

1番（大久保弘子君）　介護保険の試算に対する理由の一つとして、介護保険の国庫負担率が、被保険者に対する負担率が上がりまして、国庫負担率は何%から何%に変わったのでしょうか。

議長（小島由久君）　福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君）　ただいまのご質疑でございますが、国庫負担率のパーセントというようなことでございましょうか。ただいまちょっと手元に資料がございませんので、改めまして答弁させていただきたいと思いますが。

議長（小島由久君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） あと、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

1 番、大久保弘子君。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） 議案第 5 号の八千代町介護保険条例の一部を改正する条例に対して反対討論を行います。

介護保険料が 3 年ごとの見直しで 21 年度、2,700 円から 2,900 円に値上げするというもので、値上げの理由は、先ほどもおっしゃられましたように高齢者 65 歳以上の増加と介護認定者の増加、特別養護老人ホームなどの施設サービスの増加、第 1 号被保険者負担率を 19% から 20% に引き上げることです。1 億 3,000 万円の基金を取り崩しても、なお月平均 200 円の値上げです。内需拡大が声高に叫ばれているときに、保険料の値上げは生活に大きな打撃です。他市町より低い値上げだから構わないという見方ですが、社会保障に対する不安感はさらに増長すると思われます。保険者にばかり負担を求めるのではなく、国に対して老人福祉の原点、50% の国庫負担に戻すことを要求すべきではないでしょうか。

また、介護の現場で働く人の賃金も低い水準で、3% の報酬の値上げがされてもなお低い水準に変わりはありません。介護従事者も安心して仕事ができる水準に引き上げるべきではないでしょうか。

さらに、今回の介護保険見直しに伴って、厳しい介護認定基準に変えられることが明らかになりました。介護難民と呼ばれる人々が増大するのではないかと危惧されております。

したがって、この議案に対しては納得がいきませんので、反対をいたします。

以上です。

議長（小島由久君） 次に、賛成者の発言を許します。

3 番、中山勝三君。

(3 番 中山勝三君登壇)

3 番 (中山勝三君) ただいまの介護保険料の改定につきまして、賛成の立場から申し上げます。

先ほど町長からも説明がありましたように介護事業が本当に伸びておりまして、当初から比べると介護利用者も 2 倍以上になっているというような状況でございます。そういう中で、国のほうからの負担があり、それを基金化していくということで、先ほど可決いただきました。当町におきましては、そしてその基金においては、23 年度いっぱいでもって余った分は返納するというところでございます。

当町におきましては、この委員会で町民の皆さんの代表の方とも協議をいたしまして、その基金も取り崩しながら 23 年度まで、茨城県内においても本当に低いほうから 3 番以内に入るというような、保険料の基準の 2,900 円というものに抑えたわけでございます。国のほうでは、22 年度において介護報酬 3 % 分の全額、そしてまた 22 年度は半額の補助をするということできておりますけれども、23 年度は何らまだ示されていないわけですが、当町におきましては、その基金等も使いまして、23 年度までは 2,900 円で基準を抑えていくということで大変すぐれた保険料の改定というふうになったかと私は確信をしております。

以上のようなことで賛成いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。以上です。

議長 (小島由久君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小島由久君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第 5 号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (小島由久君) 起立多数です。

よって、議案第 5 号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（小島由久君） 日程第6、議案第6号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第6号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

クラインガルテン八千代につきましては、現在指定管理者である財団法人八千代町ふるさと公社において管理運営を行っているところであります。昨年税務署から、クラインガルテン八千代については、消費税の対象になるとの指導を受け、このたび現行利用料に消費税分を含んだ利用料に改定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小島由久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、稲葉常美君。

10番（稲葉常美君） 今町長からの説明でよく理解しましたが、クラインガルテンも今5年を経過して、昨年度消費税に対する指導を受けたということですが、今までの5年間に対しては、消費税は免税ということで理解していいのか。もしざっと計算すると年間800万円で、5年間で消費税を入れると約200万円の消費税がかかるわけですが、その消費税の200万円というものが免税でいいのか。これから新たに5%を21年度から導入するということの理解でいいのか、今までのやつは免税でいいのか、まずその辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） 稲葉議員さんのご質問にお答え申し上げます。

今までの分は免税ではございません。今までの消費税というのは、払ってこなかったわけですが、先ほど提案理由にもございましたように、昨年の10月になりますけれども、下館税務署の法人課税第1部門というところで税務調査があったわけでございます。

当然このクラインガルテンにつきましては、当初より消費税というのは課されていないわけですが、このクラインガルテンの利用については施設というふうなことで消費税の対象になると、これが不動産であれば対象にならないと、こういうふうな見解でございまして、顧問税理士さんとも、国税等もよく協議したわけでございますけれども、これは消費税の対象になるというふうなことで修正の申告をしないと、こういうふうな指導を受けました。修正は、この指導では平成17年度からしないと、こういうふうな指導を受けてございます

以上でございます。

議長（小島由久君） 10番、稲葉常美君。

10番（稲葉常美君） そうすると5年をさかのぼって修正申告するということでありますが、そうすると税務署のほうでは、5%プラス延滞税とか加重算税というものが含まれるのではないかとと思われるのですが、その辺はどのような指導を受けていますか。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） ご指摘のとおりでございます。加算税と延滞金、これは入るというふうなご指導でございます。

議長（小島由久君） 10番、稲葉常美君。

10番（稲葉常美君） では、それらを含めると5年間で幾らぐらいの額になりますか。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

一応憩遊館のほうから、ふるさと公社のほうから報告を受けておりますのは、全部で171万8,400円でございます。これは修正、加算税、それから延滞税を含む数字でございます。

以上でございます。

議長（小島由久君） いいですか。

10番（稲葉常美君） プラス消費税でいいのでしょうか。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） この報告でございますけれども、17から19までで修正申告ということで、消費税は150万5,100円です。加算税が14万9,000円、延滞金が6万4,300円、合計で171万8,400円というふうな報告を受けております。

以上でございます。

議長（小島由久君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 クラインガルテン八千代の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第4号）

議案第8号 平成20年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第9号 平成20年度八千代町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 平成20年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第11号 平成20年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 平成20年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)

議案第13号 平成20年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算
(第2号)

議案第14号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第15号 平成20年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(小島由久君) 日程第9、議案第7号 平成20年度八千代町一般会計補正予算(第4号)、議案第8号 平成20年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第9号 平成20年度八千代町老人保健特別会計補正予算(第1号)、議案第10号 平成20年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第11号 平成20年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第12号 平成20年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議案第13号 平成20年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第15号 平成20年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)、以上9件を一括議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第7号 平成20年度八千代町一般会計補正予算(第4号)、議案第8号 平成20年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第9号 平成20年度八千代町老人保健特別会計補正予算(第1号)、議案第10号 平成20年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第11号 平成20年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第12号 平成20年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議案第13号 平成20年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第15号 平成20年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、議案第7号 平成20年度八千代町一般会計補正予算(第4号)の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第4回目の補正で、歳入歳出それぞれ6億

670万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ71億1,111万7,000円とするものがあります。

最初に、歳入の増額となる項目を申し上げます。定額給付金補助金、子育て応援特別手当交付金、生活対策臨時交付金等を含みます国庫支出金5億5,294万円、寄附金10万、繰越金9,750万9,000円、諸収入184万5,000円をそれぞれ増額いたします。

減額する項目につきましては、配当割交付金360万2,000円、分担金及び負担金298万9,000円、使用料及び手数料45万5,000円、県支出金1,484万1,000円、町債2,380万円を減額いたします。

次に、歳出について、増額となる主な項目を申し上げます。総務費では、下妻二校選抜高等学校野球大会出場補助金を含みます諸費30万円、財政調整基金積立金による財政調整基金費1億9,500万円、定額給付金給付費3億8,808万7,000円、民生費においては、介護保険特別会計繰出金を含みます老人福祉費891万5,000円、医療福祉扶助費を含みます医療福祉費299万4,000円、保育所運営費委託料を含みます児童措置費1,183万5,000円、子育て応援特別手当費1,583万4,000円、衛生費においては、水道事業会計繰出金を含みます環境衛生費132万6,000円、農林業費においては、生活対策臨時交付金によるグリーンビレッジ改修工事で農業構造改善事業費1,793万4,000円、土木費においては、生活対策臨時交付金による幹線道路補修工事等を含みます道路維持費8,298万5,000円、下水道事業特別会計繰出金を含みます下水道費484万円、消防費においては、火災警戒出動手当を含みます非常備消防費116万円、生活対策臨時交付金による防災行政無線屋外支局増設工事及び消防ポンプ自動車購入を含みます消防施設費4,319万5,000円、教育費においては、生活対策臨時交付金による東中学校体育館耐震診断業務を含みます学校管理費435万4,000円、公民館防災施設改修工事による公民館費370万円等をそれぞれ増額いたします。

次に、減額する主な項目について申し上げます。総務費においては、一般職給料を含みます一般管理費180万2,000円、電算処理及びシステム改修委託料を含みますOA化整備費1,153万5,000円、町税過誤納還付金を含みます税務総務費1,261万円、民生費においては、国民健康保険特別会計繰出金を含みます社会福祉総務費307万2,000円、後期高齢者医療給付費町負担金を含みます老人医療費3,241万8,000円、障害者自立支援給付費を含みます障害者福祉費491万4,000円、延長保育促進事業費補助金を含みます児童福祉総務費364万3,000円、衛生費においては、各種検診委託料を含みます予防費305万

1,000円、農林業費においては、農産振興条件整備支援事業補助金を含みます農業振興費229万4,000円、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金を含みます園芸振興費364万1,000円、地域資源循環畜産環境対策事業補助金を含みます畜産業費334万6,000円、中結城地区県営畑地帯総合土地改良事業負担金を含みます農地費3,856万4,000円、霞ヶ浦用水事業費で294万1,000円、土木費においては、三和八千代線道路改良事業負担金を含みます道路橋梁総務費812万5,000円、中央土地区画整理事業特別会計繰出金による土地区画整理費1,524万4,000円、教育費においては、教師用指導教材費を含みます小学校学校管理費1,018万1,000円、埋蔵文化財発掘調査委託料を含みます文化財保護費423万円等をそれぞれ減額いたします。

なお、第2表、繰越明許費については、国の補正予算に伴う定額給付金事業、子育て応援特別手当事業、生活対策臨時交付金事業、一級町道2号線の道路新設改良に伴う工事請負費及び補償費、また下水道整備の一環としての合併浄化槽設置整備事業補助金であります。

第3表、地方債補正については、事業費等の変更によるものであります。

以上が平成20年度一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

続きまして、八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は第4回目の補正で、歳入歳出ともそれぞれ1億1,161万円を追加し、31億1,080万4,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、国民健康保険税234万5,000円を増額いたします。一般の現年分は、被保険者や世帯数の減少等により減額となるものの、滞納繰り越し分と過年分、退職の現年分等の伸びにより、トータルで増額となります。

使用料及び手数料9万9,000円増額いたします。これは、滞納にかかわる督促手数料であります。

国庫支出金1,181万7,000円増額いたします。高額療養費共同事業、特定健康診査等負担金、財政調整交付金は、拠出金の減額や前期高齢者交付金の影響等により、減額を見込んでいるものの、療養給付費等負担金が現年度及び過年度ともに増額になるため、トータルで増額になります。

次に、療養給付費等交付金16万5,000円減額をいたします。

前期高齢者交付金においては390万5,000円増額いたします。これらは、退職被保険者等や前期高齢者にかかわる社会保険診療報酬支払基金からの交付金分であります。

県支出金116万8,000円減額いたします。これは、高額医療費共同事業負担金と特定健康診査等負担金であります。

共同事業交付金4,727万9,000円増額いたします。これは、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業にかかわる国保連合会からの交付金分であります。

次に、繰入金248万1,000円減額いたします。これは、基盤安定及び財政安定化支援事業の繰入金分であり、繰越金においては4,467万3,000円増額いたします。

諸収入530万6,000円増額いたします。これは、主に一般被保険者延滞金、退職被保険者等返納金などにかかわるものであります。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、歳出について申し上げます。

総務費24万7,000円減額いたします。これは、役務費にかかわるものであります。

保険給付費では1億3,633万円増額いたします。これは、療養諸費及び葬祭諸費にかかわるものであります。

次に、後期高齢者支援金等10万5,000円減額いたします。

老人保健拠出金374万5,000円減額いたします。

介護納付金51万1,000円減額いたします。これらは、社会保険診療報酬支払基金からの納付決定通知によるものであります。

共同事業拠出金1,018万9,000円減額いたします。これは、国保連合会に拠出する高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業にかかわるものであります。

保健事業費972万3,000円減額いたします。これは、特定健康診査等事業費及び疾病予防費分であります。

諸支出金20万円減額いたします。これは、指定公費負担事業費分であります。

以上が八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

なお、今回の補正予算につきましては、平成21年度2月24日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいていることをご報告申し上げます。

続きまして、八千代町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、制度廃止によるため、制度前の医療給付費等の請求額の見込額より大

幅な減額を生じたことにより補正したものであります。

歳入歳出ともそれぞれ2億4,741万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億4,880万2,000円とするものであります。

その内訳を歳入から申し上げます。支払基金交付金1億4,862万円、国庫負担金7,947万1,000円、県支出金1,986万8,000円、繰入金700万円を減額いたします。また、繰越金489万3,000円、諸収入265万2,000円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。医療諸費2億4,741万4,000円を減額いたします。

以上が八千代町老人保健特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、制度創設初年度であり、後期高齢者医療保険料が伸びなかったこと及び制度改正による負担額等の変更等により見込額が減額になることにより補正いたします。

歳入歳出ともそれぞれ3,748万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億3,844万1,000円とするものであります。

その内訳を歳入から申し上げます。後期高齢者医療保険料2,816万5,000円、繰入金904万8,000円、諸収入29万円を減額いたします。使用料及び手数料1万8,000円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。総務費122万円、後期高齢者医療広域連合納付金3,626万5,000円を減額いたします。

以上が八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

続きまして、八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由をご説明申し上げます。

まず、保険事業勘定についてご説明申し上げます。今回の補正は本年度第2回目のもので、保険給付が当初見込みより増加したことにより、国、県等の負担額が変更になったことを主たる内容とするもので、歳入歳出とも1億483万9,000円を追加し、それぞれ11億8,648万7,000円とするものであります。

その内容について、まず歳入から申し上げます。使用料及び手数料1万2,000円、国庫支出金4,747万1,000円、支払基金交付金2,435万3,000円、県支出金1,853万1,000円、繰入金204万円、繰越金1,406万2,000円、諸収入86万3,000円を増額し、保険料249万3,000円

を減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。保険給付費9,986万5,000円、基金積立金943万2,000円を増額し、総務費205万円、地域支援事業費240万8,000円をそれぞれ減額いたします。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。歳入から申し上げますと、サービス収入198万6,000円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、事業費198万6,000円を減額いたします。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第3回目のもので、歳入歳出それぞれ6,270万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,104万5,000円とするものであります。

補正予算の主な内容は、歳入においては、西豊田中部地区及び川西南部地区の事業費減による国庫補助金及び町債の減額、前年度事業費の確定による分担金の増額、県補助金の減額、繰越金の増額でございます。

歳出においては、農業集落排水事業費管理費の光熱水費の増額及び積立金の減額、農業集落排水事業費の西豊田中部地区及び川西南部地区の事業費減による委託料、工事請負費、補償費の減額、下水道債償還金の確定による公債費の長期債利子の減額でございます。

まず、歳入から申し上げます。分担金及び負担金90万8,000円を増額、国庫支出金2,979万5,000円、県支出金6万円を減額、繰越金94万5,000円を増額、町債3,470円を減額し、歳入総額で6,270万2,000円を減額するものです。

次に、歳出について申し上げます。農業集落排水事業管理費14万円を増額し、農業集落排水事業費6,254万2,000円、公債費30万円を減額し、歳出総額で6,270万2,000円を減額するものであります。

なお、川西南部地区の処理施設事業につきましては、平成20年度、平成21年度の継続事業として継続費を設定し、施工していますが、請負工事契約額の確定に伴い、継続費を総額3億7,800万円として、3,500万円を減額するものであります。

また、西豊田中部地区の国補工事に繰り越しが生じたため、5,362万円を繰越明許費として平成21年度に繰り越しいたします。

以上が八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回提出いたしました補正予算は本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ987万5,000円減額し、歳入歳出予算総額を1億4,139万5,000円とするものであります。

補正の内容であります。歳入につきましては、繰越金を増額し、事業収入、繰入金、町債を減額するものであります。

歳出につきましては、総務管理費、土地区画整理費を減額するものであります。

まず、歳入から申し上げますと、繰越金4,326万9,000円を増額し、事業収入2,800万円、繰入金1,524万4,000円、町債990万円をそれぞれ減額し、歳入総額で987万5,000円減額するものです。

次に、歳出について申し上げます。総務管理費においては、職員の人事異動に伴う人件費等600万5,000円、土地区画整理費においては、都計道築造工事請負費を含みます387万円を減額して、歳出総額を987万5,000円減額するものであります。

なお、繰越明許費については、都計道築造工事第2号の工事請負費で繰り越しが生じたため、1,322万円を繰越明許費として平成21年度に繰り越しいたします。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第2回目のもので、歳入歳出それぞれ1,857万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,609万3,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、繰入金及び繰越金を増額し、諸収入及び下水道事業債を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費、管理費及び鬼怒小貝流域下水道事業建設負担金を増額し、事業費及び基金費を減額するものであります。

まず、歳入から申し上げます。分担金及び負担金310万2,000円、使用料及び手数料176万9,000円、県支出金10万円、繰入金927万7,000円、繰越金227万8,000円を増額し、諸収入650万円、町債2,860万円を減額して、歳入総額を1,857万4,000円の減額をいたします。

次に、歳出について申し上げますと、総務費909万3,000円、管理費244万円、流域下水道事業費の建設負担金9万4,000円を増額し、公共下水道事業の工事請負費等3,020万円、基金費1,000円を減額して、歳出総額で1,857万4,000円減額するものであります。

なお、県事業であります鬼怒小貝流域下水道事業で繰り越しが生じたため、それに伴う建設負担金2,747万2,000円を繰越明許費として平成21年度に繰り越しいたします。

以上が八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

続きまして、八千代町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第1回目のもので、3条予算の収益的収入を113万5,000円減額し、総額を4億2,573万2,000円とするものであります。

収益的支出を1,024万円減額し、総額を4億1,662万7,000円とするものであります。

初めに、水道事業収益について申し上げます。営業外収益のうち、他会計繰入金132万6,000円増額し、雑収益で計画等の変更により、工事補償金で246万1,000円の減額によるものであります。

次に、水道事業費用について申し上げます。営業費用のうち、原水費491万6,000円、浄水費35万3,000円をそれぞれ増額し、配水費200万円、総係費1,029万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、営業外費用については、企業債利息409万5,000円を減額し、雑支出87万8,000円増額するものであります。

続きまして、4条の資本的支出につきましては、資産購入費16万円を減額し、企業債償還金171万6,000円増額し、総額を3億6,198万5,000円とするものであります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算について提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（小島由久君） 昼食の時間ですが、議会を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直君。

14番（湯本 直君） 議案第10号ですか、八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算で、随分減額になっているわけございまして、予算的に見ると3,748万5,000円、これ全体

から見ると27%ぐらい減額になるし、医療費、保険料等も23%ということで大分減額が強いられるわけですが、これ茨城県の後期高齢者医療広域連合のほうでは相当な金額が余ってくると思うのですが、茨城県全体を見た場合に、町長も向こうの役員をしていると思うので、総額で大体どのくらい余るのか、わかればひとつお願いをしたいと。

それから、後期高齢者連合の納付金等も相当な金額がこれ減額補正されますので、全体像から見ると後期高齢者の医療費が少ないというふうに見えるのですが、わかる範囲で結構ですが、ひとつお知らせ願いたいと思います。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 後期高齢者のほうの役員は、私がやっておりません。いろいろ後期高齢者のほうも八千代町は大変減額になっておりますが、総額的にはふえるようでありまして、国保連合会では約6,000億円ぐらいの総額でありまして、だんだんふえるということで、今回減額になったことについては、詳しく調べてまた報告させますので、よろしくお願いしたいと思います。

（「町長、役員やめたのか」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 県西の副会長をやっていて、充て職でやっておりましたが、副会長をやめたので、現在ではやっておりません。よろしくお願いいたします。

（何事か発言する者あり）

町長（大久保 司君） この間、後期高齢者の会議をやったので……、会議がありましたので、斉藤のほうから答弁させます、担当のほうから。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 斉藤 実君登壇）

町民課長（斉藤 実君） 14番、湯本議員の質問にお答えを申し上げます。

実はまだ広域連合のほうから保険料あるいは医療費の総額については、11月までの月ごとのものしか来ていないような状況です。というのは、医療費については、医療機関から2カ月後に審査に入りまして、その後町村のほうに報告というふうな形になりますので、平成20年度におきましても、3月が5月以降に報告になるというようなこともありますので、総体的には、大変申しわけないのですが、まだ確定ができないような状況でございます。

ただ、保険料については、毎月ごとの納付を勘案しまして、伸び率等を参考に、今回

の補正を減額にさせていただいたというような状況でございます。

それで、当初予算のほうの話もあったのですが、当初予算が大分伸びているような状況もあります。これにつきましては、県全体の調定額等勘案しておりますので、各市町村の納付率をまだつかんでいないような状況もありますので、八千代町については、ちょっと高どまりの予算の計上をさせていただいたという経緯がございます。1年を経過して、さらに細かい精査をして、今後21年度以降については計上をさせていただくというようなことでございます。よろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） いいでしょうか。

（何事か発言する者あり）

議長（小島由久君） あと、質疑ありますか。

1 番、大久保弘子君。

1 番（大久保弘子君） 一般会計の補正予算のページ39の節13と18についてですが、安静小学校の耐震業務委託料がマイナス136万円となっております。それと18の教師用指導教材費とありますが、810万円マイナスとありますが、この理由についてお願いします。

議長（小島由久君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 高嶋 保君登壇）

教育次長兼学校教育課長（高嶋 保君） 1 番、大久保議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず最初に、安静小学校校舎耐震診断業務委託料で136万円の減額の件であるかと思えます。これにつきましては、入札差金等も入っておりますが、安静小学校に関しましては、3棟校舎があります。当初3棟すべてを耐震診断の対象としておりましたが、3棟の建築申請書を確認したところ、1棟だけが昭和56年4月以降ということで、新しい耐震基準でつくられていたということで、1棟が耐震診断の必要がなくなったということで、残金が136万円ということになっております。

それと備品購入費で教師用指導教材費でございますが、減額で810万円ということで大きな金額になっておりますが、これに関しましては、当初予算時点では小中学校の教科書が21年度に改訂が見込まれるということから、教科書の改訂に伴い、教師用の指導書と教材費の購入費ですか、としまして予算を計上しておりましたが、昨年10月ごろに国より教科書の改訂については、小学校については23年度から、中学校については24年

度になる方針を打ち出したということで、今回教師用指導書と教材費の購入に充てておりました810万円を減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） あと、質疑ありますか。

1 番、大久保弘子君。

1 番（大久保弘子君） 先ほど続けて質問すればよかったのですが、議案第8号のところですが、14ページの節の13なのですが、特定健康診査委託料が737万3,000円の減になっておりますが、それはどういうことなのでしょう。

それと当初予算に1億1,161万円も追加しなくてはならない事態、状況になっているようですけれども、一般会計からの繰入金248万1,000円が減になっております。これは、削らなくてもいいのではないかと疑問もあります。

それと、続けてよろしいですか。

議長（小島由久君） はい、いいですよ。ちょっと大きい声で、こっちに届かないので、ひとつよろしく。

1 番（大久保弘子君） もう一つよろしいですか。11号議案なのですが、介護保険特別会計補正予算のところ、1ページの8の繰越金のところなのですが、当初予算よりも1,406万2,000円も多くなっておりまして、総額が4,687万7,000円となっております。この事業は、繰越金を単年度で4,600万円もつくるのはどうかということで疑問に思います。

以上で質問を終わります。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 齊藤 実君登壇）

町民課長（齊藤 実君） 1 番、大久保議員の質問にお答えします。

まず、国保の補正の14ページ、款8の保健事業費、目1の特定健康診査等事業費の13の委託料の減のことかと思うのですが、これにつきましては、実際20年度の当初予算で約2,600人の特定健診の対象というような形で予算を計上させていただきました。その後、実際的には2,250人程度の今の健診の数になっております。その減と、それから予算を策定いたしました後、国からの指導によりまして、心電図、それから眼底、貧血検査につきましては、国保会計特別予算ではなくて一般会計から支出するということのような指示がありましたので、予算を組み替えいたしました減額と合わせた金額となっております。

それから、当初予算につきましては、後ほど10日あるいは13日に委員会なり本会議の中で審議されるような形になっておりますので、今回は答弁を控えさせていただきます。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） ただいまのご質疑に答弁を申し上げたいと思いますが、申しわけありません。もう一度質疑を、ちょっと聞き取れなかったものですから。

1 番（大久保弘子君） 繰越金のことなのですけども……

福祉保健課長（関 好太郎君） 何ページ。

議長（小島由久君） ページを言ってください。

1 番（大久保弘子君） 11号議案の……

議長（小島由久君） ページ、何ページだか。

1 番（大久保弘子君） 11号議案、介護保険特別会計補正予算のところですよ。その1ページの8のところで、繰越金とありますけれども……

福祉保健課長（関 好太郎君） 8ページになりますか。

1 番（大久保弘子君） いえ、1ページです。

福祉保健課長（関 好太郎君） はい。

1 番（大久保弘子君） 済みません、発音が悪くて。1ページの8のところで、繰越金のところですよ。当初よりも補正前の額が3,281万5,000円となっております。補正額が1,406万2,000円となっております。総額で4,687万7,000円となっておりますが、繰越金を単年度で4,600万円をつくるのはどうなのか疑問に感じて質問しました。

福祉保健課長（関 好太郎君） この繰越金でございますが、19年度分からのこの残りの分を、今回の1,406万2,000円を補正に上げさせていただいたような次第でございます。

以上です。

議長（小島由久君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 10番、稲葉常美君。

10番（稲葉常美君） 一般会計の20ページの目の財政調整基金の件なのですが、企画財政課長、1億9,500万円を今回支出されるようでありますが、見ると2億3,500万円ということで基金のほうから取り崩しているわけですが、これは来年度になりますと税収が相当減収になろうという見通しだろうと思いますが、この財政調整基金は限られた数字

しかありませんが、このままでいくと来年度もまた取り崩さなくてはならないという非常に見通しが暗いと思うのですが、その辺の財政としての見通しはどのように考えているのか、来年度に対して。これあるものは崩していけばいいけれども、なくなった場合のことを考えて、これからどうするかという対策がありましたらば。

それと基金が、幾つもの目的基金がありますよね、今までに。その中で当初の目的が達成された基金というものが幾つかあると思うのです、見ると。例えば国際交流基金1億円、何年も同じに積み立てているから、そういうものをただ基金として置かずに、当初の目的は達成されたからそれを、その条例を改正して一般的に有効に活用したほうが経済的な効果があらわれるのではないかというふうに考えられますが、企画財政課長としてこの基金を取り崩して、来年度に対する影響というものをどのように感じているのか、ちょっと聞かせてください。

議長（小島由久君） 企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） 済みません、今回の補正のほうの積立金の関係からでしょうか、あと現基金の中の国際交流関係の基金とかその辺あたりにつきましては、条例等の……

（「このままでいくと基金がなくなるわけよ。来年度、21年度も当初予算は肅々やっているけども、基金がまだ、この基金の取り崩しというのは多分できるであろうという想像ができるんですが、課長としてはどのような形で来年度に臨むかということ」と呼ぶ者あり）

企画財政課長（風見好信君） 今回、今度は当初予算のほうも11日、本会議で上程になるかと思いますが、当然21年度につきましても、財政調整基金等の取り崩しを考えてスタートするような形で予算編成になっております。今回その最終補正につきまして、今回財政調整基金のほうで1億9,500万円というような形で積み立てというようなことになっておるわけなのですが、これにつきましても、当然来年も当初予算で財政調整基金等の積み立てというようなことで、基金の取り崩しでスタートになるかと思うのですが、でなるわけなのですが、それらを踏まえまして今回こういうような積み立てというようにすることで補正予算に計上になっているところでございます。

そのほかの国際交流基金関係等につきましては、も含めまして、その辺も条例等の関

係もございますので、その辺につきましては今後検討というふうな形になるかと思いますが、そんな形で考えております。

議長（小島由久君） 13番、大久保敏夫君。

13番（大久保敏夫君） 大分腹が減ってきているみたいですから、簡単に質問しておきたいと思うのですが、目先のことだけ先に質問させてもらいます。

1つは、定額給付金の担当課はだれになりますか、窓口は、今回の仕切りは。

（「企画財政課」と呼ぶ者あり）

13番（大久保敏夫君） では、企画財政課長に、定額給付金の総体は先ほど議会の全員協議会で聞いておりますので、どうこう言う筋合いはありませんけれども、若干出ましたけれども、私は現実には定額給付金の給付の仕方について、直接世帯主の口座に振り込まれるということには反対論者であります。本来なれば各現金支給において、各口座に潜り込んでしまおうとなかなか外へは出てこないのではないかと。多分に生活費あるいはまた違う活動の中に埋没されていって、30%ぐらいしか外へ出てこないのではないかとというのが私の考え方ですが、この場に至って、今からまた住民投票をやれとかなんとかと言ったところでどうにもなりませんので、それはそれでいいのですが、1つちまたの声で、課長に17投票所を基準とした中で、その申請書類あるいはまたその確認等を行うようですが、役場も含めて、もしその家族の中で、決して八千代町6,550世帯、いわば2万3,330人の家庭が円満いきませんので、世帯主に、嫁のところへ入ってきたとき、おれのところへ来ないときどうするのだろうと、じいさんところへ行ったら、若い人に来ないときどうするのだろうと。これをおれだけ、私だけ違う口座にしてもらうわけにいかないのかと、こういう人も現実にいるわけです。そういう苦情がありましたときに、想定問答集ではないのですが、そういうことがもし起こり得ると、起こったときどうするかということも想定した給付金の修正、また町でやる部分での取り扱いをしていただければ、国から来る温かいこの経済効果をねらった給付金を八千代町民が受けられるのではないかと、このように思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

もう一つは、34ページ、都市建設課長のほうにお話をちょっと聞きたいのですが、この中で1,700万円の道路維持管理ということで節の15にあるわけですが、基本的にこの中で広域農道補修工事が1,700万円計上されているわけです。そうすると私の記憶では、今の中においてはどうであるかわかりませんが、少なくとも八千代町内を走る広域農道は、各市町村が管理し、またそれを持つものだと、こういう論点からで、財産は

農林省にあると、土地改良区にあるということで、なぜ市町村が補修しなくてはならないかということからいきますと、私は県道の扱いをして県が補修すべきだと。何で七、八割のよその車両が通ったのを各自治体が、八千代が一番長い距離をしょっているわけですが、それをなぜ直さなくてはならないのかというのを私は申したのですけれども、そしたら現実には建設省と、先ほど言った農林省のせめぎ合いで財政権を土地改良が離さないということで、各市町村が修理をしなくてはならない現実になっているわけですが、今回この地域活性化の資金の中で1,700万円がこう入ってくるわけですが、この広域農道の補修を、大規模な補修をしたときに、単なる真水で純粋に1,700万円が入ってくれば八千代町の税金というか一般会計の現金ですから、これだけでこの広域農道を直すのか、それとも何らかの、広域農道を直すのだからこういう錢、県、国で出そうとか、あるいはまた補助をつけるとかそういうふうな形で今回いくのか、そうではないと1,700万円、一般会計からまるきり、1回入るわけですから、それを一般会計で真水で純粋な税金だけで直すのだという話なのか、1点だけその内容をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小島由久君） 企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） 13番、大久保議員のご質問にお答えいたします。

定額給付金関係でございますが、全協のときにもご説明申し上げましたが、申請と受給者につきましては、給付対象者による世帯の世帯主の方が受給者になるわけなのですが、お送りした申請書に世帯主の名前、あと口座関係の、振込先の口座番号を書くようになっております。世帯主もしくは同じ家族の世帯構成をする方になるかと思うのですが、現時点ではその世帯主もしくは同じ家族の指定する口座というふうなことになるかと思うのですが、幾つかに分けるかというのは、ここではちょっとお答えできませんので、受給対象者というのは受給者が世帯主というふうなことで、もしくはその世帯主の口座、もしくは同じ家族と生計する家族の口座というか形になるかと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

（「そういうことを調整して対応すればいいのだ」と呼ぶ者あり）

企画財政課長（風見好信君） そういうのも含めて、いろんなケースがあるかと思うのですが、できるだけその辺ちょっと検討させて……、通常原則的にはそういう形になりますので、よろしくお願ひします。

議長（小島由久君） 都市建設課長。

（都市建設課長 稲村信義君登壇）

都市建設課長（稲村信義君） 13番、大久保議員の質疑にお答えいたします。

今回の広域農道の補正につきましては、今回2次補正による地域活性化・生活対策臨時交付金制度、これによります補助をもとにその金額のみで行う工事でございます。

議長（小島由久君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） あと、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

1番、大久保弘子君。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） 一般会計補正予算についての反対討論をさせていただきたいと思います。

いわゆる総務費の定額給付金についてですけれども、国民の7割が反対、本当に景気回復になるのか、そのようなばらまきによりその寒空に投げ出された非正規労働者への援助、雇用を守る方に使うべきものではないか、また国会で国民の声を十分に反映せず、十分な審議もされずに強行採決されたことは許されないと思います。

日本共産党としては、この法案に反対をしました。しかし、国会で予算等関連法案が成立すると、この定額給付金については国民一人一人に給付を受け取る権利が生じます。その権利を行使するかどうかは、国民自身に委ねられるべきもので、私どもは住民の権利を奪わず、支給の事務を妨げない立場をとっております。

また、子育て応援特別手当についてですが、経済状況が極めて厳しい中、子育てへの経済的支援が緊急に求められているのは当然です。ただ、子育て負担を軽減するというならば、なぜ第2子以降に限るのでしょうか。例えば4歳、2歳、ゼロ歳の3人の子がいる場合でも、3歳から5歳に該当するのは4歳の第1子であるため、支給対象とはなりません。また、6歳と2歳の双子の3人を育てている場合でも対象外です。同じ年ごろの子供を育て、同じように経済的負担感が強くても支給される家庭とされない家庭が

あります。このような不合理、不公平が生活対策と言えるのでしょうか。しかも、支給は1回限りです。これで第2子以降を産もうという動機づけになるとは思えないし、少子化対策の効果も疑問です。

この子育て支援緊急対策手当については、先ほど定額給付金でも申し上げましたとおり国民一人一人に受け取る権利が生じるわけで、私どもはその支給の権利を奪うこともせず、支給の事務を妨げない立場をとっております。

この一般会計補正予算の全体として、住民の暮らしが大変になっているときだけに農業振興費や介護、医療、児童福祉などは補正でも大幅減額せず、その事業が前進できる工夫が必要だと強く感じました。

例えば国保税が高過ぎて払えない、払いたくても払えないご家庭がふえ、私のところにも相談する人がふえているのですが、国保会計への繰出金は248万1,000円減額、老人保健特別会計への繰り出しも700万円、後期高齢者医療特別会計繰出金は904万8,000円を削る、障害者自立支援扶助は400万円削るなど繰出金の減額が見られております。もっと予算を十分に使った温かい支援策はなかったのか。財政調整基金に1億9,500万円積み立てるなら、住民の暮らしを応援する予算執行を切に願うものです。

以上で反対討論を終わります。

議長（小島由久君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。この採決は起立により行います。

最初に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第7号 平成20年度八千代町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号 平成20年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

(「議長、今の反対討論は一般会計だけの反対討論だから、あとは起立はいいんじゃない」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) いや、反対討論は、国保も入っていたので、やらなくてはまずいということ……

(「向こうで最初に言ったのは、一般会計に対して反対討論をいたしますと、あとは国保ではついでに話したから」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) 起立多数です。

よって、議案第8号 平成20年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号 平成20年度八千代町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(小島由久君) 起立多数です。

よって、議案第9号 平成20年度八千代町老人保健特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号 平成20年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(小島由久君) 起立多数です。

よって、議案第10号 平成20年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決いたします。

議案第11号 平成20年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(小島由久君) 起立多数です。

よって、議案第11号 平成20年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号 平成20年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第12号 平成20年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号 平成20年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第13号 平成20年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第14号 平成20年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号 平成20年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（小島由久君） 起立多数です。

よって、議案第15号 平成20年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第10 休会の件

議長（小島由久君） 日程第10、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす10日は休会にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小島由久君） 異議なしと認めます。

よって、あす10日は休会とすることに決定いたしました。

議長（小島由久君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次会は11日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時00分）